

家庭ごみ収集有料化実施に伴う戸別収集等のサービス拡大について

幸手市環境課 主席主幹 新島 浩
さいたま市廃棄物政策課 主 査 松澤 秀夫

1 目 的

家庭ごみ収集有料化を実施・検討している自治体は、排出量に応じて費用負担が発生する有料化を導入することにより、ごみの排出量を減らせば、経済的負担が軽減されるため、住民のごみ減量に対する意識が向上し、ごみの排出抑制や減量化が期待できることや、自治体の財政状況が逼迫している現状から新たな財源として期待できることなどから増加していると思われる。

さらに、環境省では、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を発表するなど、家庭ごみ収集有料化の一層の推進を図っているところである。

実際、環境省が発表した「一般廃棄物処理事業実態調査（平成19年度実績）」によれば、粗大ごみを除く収集区分の一部又は全部を有料化している全国の自治体は、1,816自治体のうち、1,069自治体（58.9%）（18年度1,049自治体（57.4%））となり、ごみ収集について、有料化を採用する自治体の割合は増加している状況である。

この様な理由で、家庭ごみ収集有料化については、すべての自治体で検討せざるを得ない状況になると思われる。

一方、家庭ごみの収集については、自治会加入率の減少、ライフスタイルの多様化など様々な理由により、地域の連携が薄れてきたことも原因の一つとして、近年、ごみ収集所の設置や収集時間などにクレームが多くなっており、戸別集収や収集時間の変更などサービスの拡大や多様化を求める動きも増加している。

今後、家庭ごみ収集有料化を実施する自治体や既に家庭ごみ収集有料化を実施している自治体でも戸別収集等のサービス拡大を行うのか。そして、サービス拡大を行う場合には、費用の増額分をどのように賄うのかなど、家庭ごみ収集有料化に対する県内市町村等の現状を調査し整理するため、調査研究のテーマとするものである。

2 結果・考察

調査の結果、県内市町村で家庭ごみ収集有料化を実施している自治体は、下記（表1）のとおり12団体（3市9町）となっている。

実施主体としては、幸手市、杉戸町、騎西町以外は、それぞれ一部事務組合で実施している。（表2）

手数料の徴収方法は、全ての団体で、有料指定袋を購入する形となっている。（料金は、（表1）のとおり）

徴収した手数料の使い道は、廃棄物収集及び処理費用に充当している。有料化を実施した際にサービスの拡大を実施した自治体は、秩父広域市町村圏組合のみ、家庭ごみ収集を拡大・変更したが戸別収集等を実施した自治体はなかった。従って、サービス拡大に伴う費用は発生しなかった。

また、実施が決定している自治体はなく、検討中と回答した自治体も6団体となり、大部分の自治体が「検討していない」と回答した。

（表1）

市町村名	導入年月	料金（大袋）	備考
秩父市	平成8年7月	50円	
蓮田市	昭和38年定額制	50円	平成12年4月単純従量制へ転換
幸手市	平成18年10月	50円	
杉戸町	昭和52年4月	40円	
騎西町	平成12年4月	30円	
白岡町	昭和38年定額制	50円	平成12年4月単純従量制へ転換
大利根町	平成19年4月	30円	
北川辺町	平成19年4月	30円	
横瀬町	平成8年7月	50円	
皆野町	平成8年7月	50円	
長瀬町	平成8年7月	50円	
小鹿野町	平成8年7月	50円	

(表 2)

一部事務組合名	構成市町村	料金（大袋）	実施時期	備考
蓮田市白岡町衛生組合	蓮田市、白岡町	50円	昭和38年4月	平成12年4月に定額制から単純従量制に変更
秩父広域市町村圏組合	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	50円	平成8年7月	
大利根町北川辺町衛生施設組合	大利根町、北川辺町	30円	平成19年4月	

この結果から埼玉県内の自治体では、家庭ごみ収集有料化は、検討課題のひとつであるが、まだ具体的な検討に入っていないことがわかった。したがって、戸別収集等のサービス拡大についても検討されていないことを確認した。

また、すでに家庭ごみ収集有料化を実施している自治体でも戸別収集等を実施している自治体は無く、具体的な検討に入っている自治体も無いことがわかった。

このため急遽、既に、家庭ごみ収集有料化を実施している東京都下の19市に電話調査を実施した。

調査結果としては、①有料化と戸別収集を実施している市は、18市となり、その内、有料化と同時に戸別収集を実施した市は12市だった。②指定袋（大袋）の料金は、一番高い市は1枚80円、一番安い市は1枚40円でかなりのばらつきがあった。③戸別収集に伴う経費は、大部分の市で大幅に増加している（委託方法の変更等により、増加を抑えている市もあった。）。等がわかったが、電話での調査だったため、詳細については調査できなかった。

3 検討・まとめ

残念ながら今回の調査では、県内市町村には、調査目的であった家庭ごみ収集有料化に伴い戸別収集等のサービスの拡大を実施した事例が無く、当初の目的を果たすことができなかった。

しかしながら、前述したとおり、①家庭ごみ収集有料化を実施している自治体は増加している傾向であり、首都圏の自治体等でも、家庭ごみ収集有料化を実施している自治体が増加しており、実施に伴い戸別収集等のサービス拡大を実施している事例が多いこと。②家庭ごみの排出抑制や減量

化のための有力な手段であること。③財政状況が逼迫している自治体にとっては、新たな財源として期待できることなどの理由で、家庭ごみ収集有料化を検討することは、実施するしないにかかわらず避けることができない課題であると思われる。

今後は、有料化に伴い戸別収集を実施した自治体に対し、継続的に調査を実施し、ごみ処理経費の推移や減量化の状況等を把握し、各自治体がごみ収集有料化を検討する際の参考資料とすることが必要と思われる。

4 参考資料

・アンケート結果

問1 家庭ごみ収集の有料化を実施していますか。

1 実施している 12市町（3市、9町）

市町村名	導入年月	指定袋制 料金（大袋）	徴収した手数料の用途	備考
秩父市	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
蓮田市	昭和38年定額制	50円	ごみ処理経費	蓮田市白岡町衛生組合 平成12年4月単純従量制へ転換
幸手市	平成18年10月	50円	ごみ処理経費	
杉戸町	昭和52年4月	40円	ごみ処理経費	
騎西町	平成12年4月	30円	ごみ処理経費	
白岡町	昭和38年定額制	50円	ごみ処理経費	蓮田市白岡町衛生組合 平成12年4月単純従量制へ転換
大利根町	平成19年4月	30円	ごみ処理経費	大利根町北川辺町衛生施設組合
北川辺町	平成19年4月	30円	ごみ処理経費	大利根町北川辺町衛生施設組合
横瀬町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
皆野町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
長瀨町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
小鹿野町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合

※幸手市、杉戸町、騎西町以外は、一部事務組合で実施

2 実施予定である 0

3 検討中である 6市町（川口市、加須市、羽生市、戸田市、鳩ヶ谷市、吉見町）

4 検討していない 52市町村

問2 手数料の徴収方法はどのように行っていますか。
（指定袋制の場合には金額も）

- ・有料化を実施しているすべての団体が指定袋制を実施している。
- ・検討中と回答した団体（6市町）は、決定しているところは無かった。

問3 徴収した手数料はどのようなことに使われていますか。

- ・有料化を実施しているすべての団体に徴収した手数料の使い道は、廃棄物収集及び処理費用に充当している。
- ・検討中と回答した団体（6市町）は、決定しているところは無かった。

問4 家庭ごみ収集の有料化を実施・検討するにあたり、戸別収集等のサービスの拡大を行いましたか。

- 1 戸別収集を実施した 0
- 2 その他 ・家庭ごみ収集を拡大・変更した。 1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町【秩父広域市町村圏組合】）
- 3 サービスの拡大を行っていない 7市町（蓮田市、幸手市、杉戸町、騎西町、白岡町、大利根町、北川辺町）

問5 問4で1，2に回答した方にお伺いします。サービス拡大に伴う費用はどのように手当てしましたか。

- 1 指定袋等の価格に転嫁した 0
- 2 市費 1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町【秩父広域市町村圏組合】）
- 3 サービス拡大に伴う費用の増加はなかった 0

不適正処理対応(ごみ屋敷)について

川口市廃棄物対策課 主任 妹尾 武宏

1 目的

俗にごみが異常にあふれかえっている住宅。家主がごみを蓄積・収集することが原因。景観の破壊・放火の危険性・悪臭などにより近隣住民に迷惑をかけることも多く、社会問題になっているのがごみ屋敷である。

近年、ごみ屋敷問題が急増しており、国土交通省が平成21年1月に初めて行った調査では、全国の250市区町村がごみ屋敷に悩まされていることが明らかになった。

埼玉県内の状況や実際処理したケースなどを調査研究し、今後の対応について検討していくものである。

2 結果・考察

【ごみ屋敷となる原因】

- (1) ごみを集めてくる
ごみに対する執着心があり、拾ってきては家に置いて捨てることが出来ない。
- (2) 整理整頓や片づけることが出来ない
生活する上で出てくる生活ごみなど、片付けられずに部屋にごみが溜まる。
- (3) 部屋などにごみがたまっていても不快と感しない
ごみの堆積など、異常な環境に対して無頓着で平気である。
- (4) ADHD（注意欠陥・多動症候群）
脳の障害で衝動性・多動性・不注意などがあげられ、人口の3～5%がADHDにあたる。一般的に片づけが苦手と言われている。

大きな原因として上記4項目があるが、稀に宗教的な理由として「神のお告げがあったものなので捨てることが出来ない」と言われるケースもあるようだ。

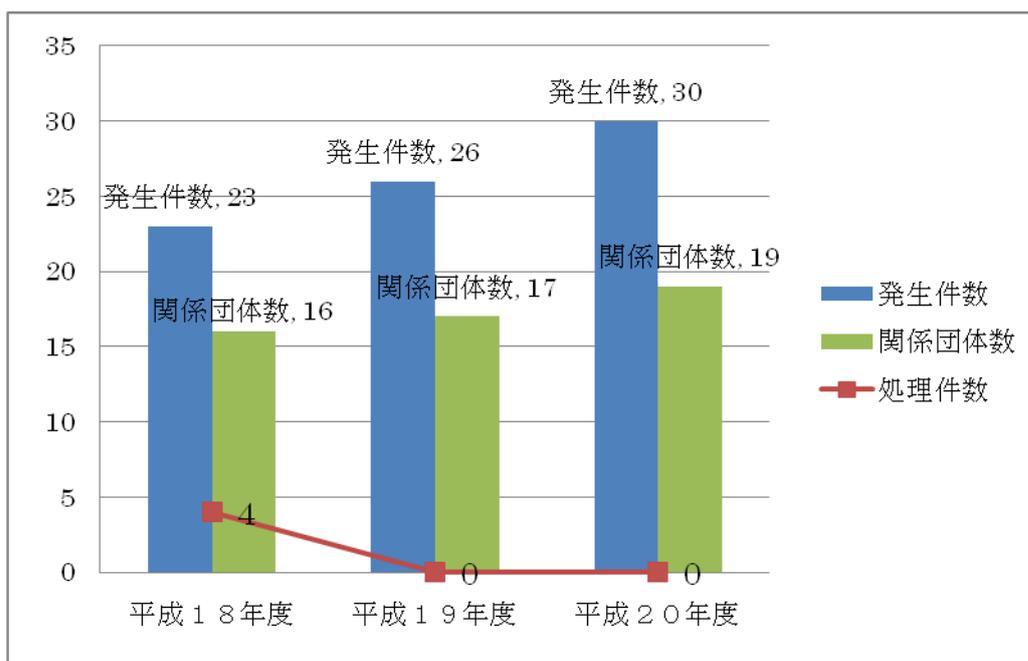
【アンケート結果】

これらを原因としてごみ屋敷化となるが、ごみ屋敷そのものを規制する法律がないのが現状である。そこで県内でどのように対応しているのかアンケート調査を実施した。

アンケート結果は次のとおりである。

問1 過去3年間のごみ屋敷の発生件数と処理した件数

	発生件数	処理件数	関係団体数
平成18年度	23	4	16
平成19年度	26	0	17
平成20年度	30	0	19



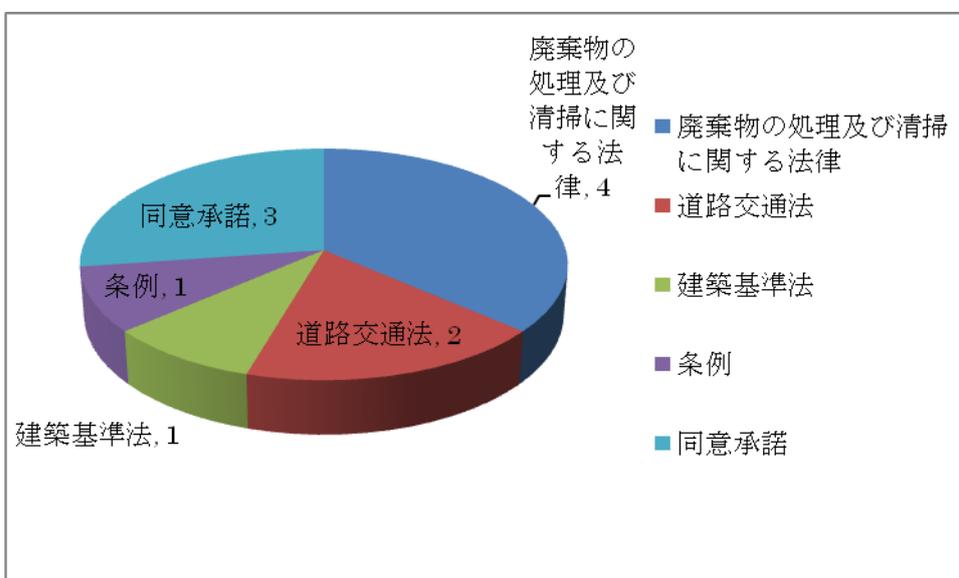
過去3年間のごみ屋敷発生件数やごみ屋敷に関係する団体は増加傾向にあるのに対して、処理については、継続しているものも含めて滞っている状況である。

問2 問1でゴミ屋敷として処理した場合、ゴミ屋敷の家主が財産と言われるものを廃棄物とした根拠（ゴミ屋敷を処理した根拠）。またこの機関で廃棄物として認めたのか

○ゴミ屋敷を処理した根拠

(件)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	4
道路交通法	2
建築基準法	1
条例	1
同意承諾	3

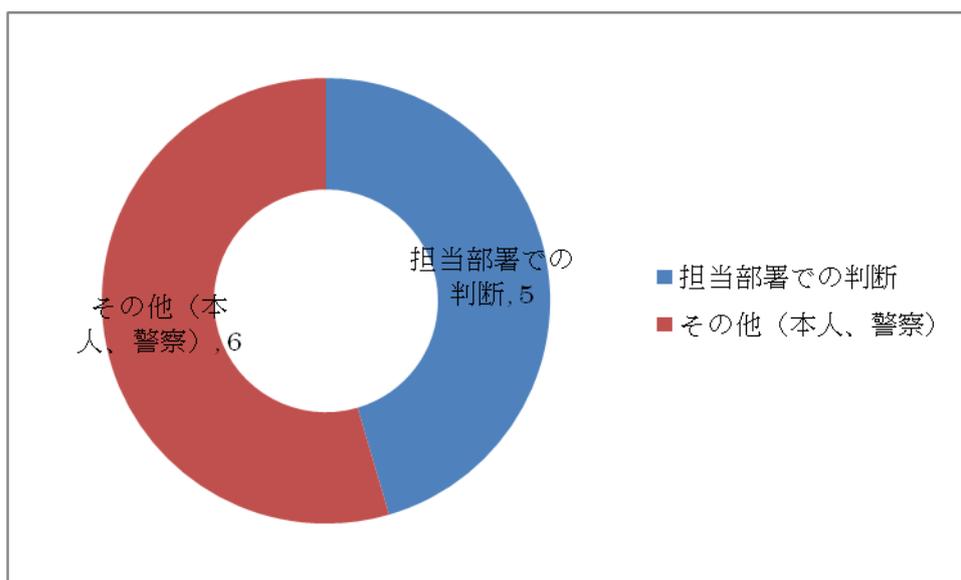


同意承諾…家主本人が同意または承諾した場合

○どこの機関で廃棄物として認めたのか

(件)

委員会の設置	0
担当部署での判断	5
その他（本人、警察）	6



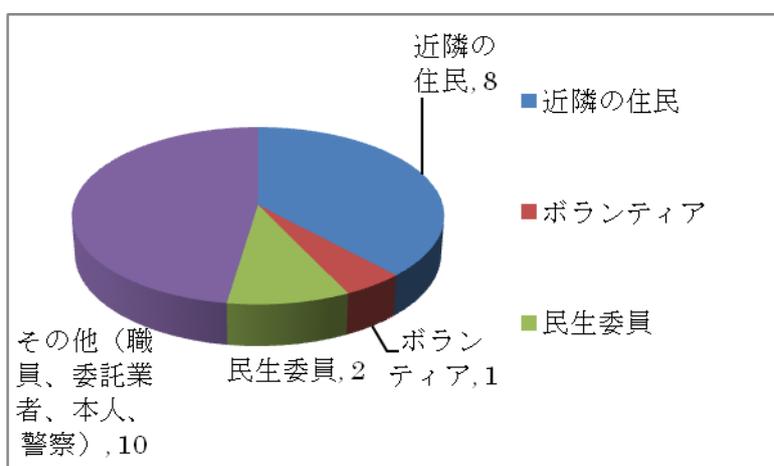
(内訳)

その他 本人 4 件
警察 2 件

問3 問2でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷からの排出方法、収集運搬方法や処理方法について

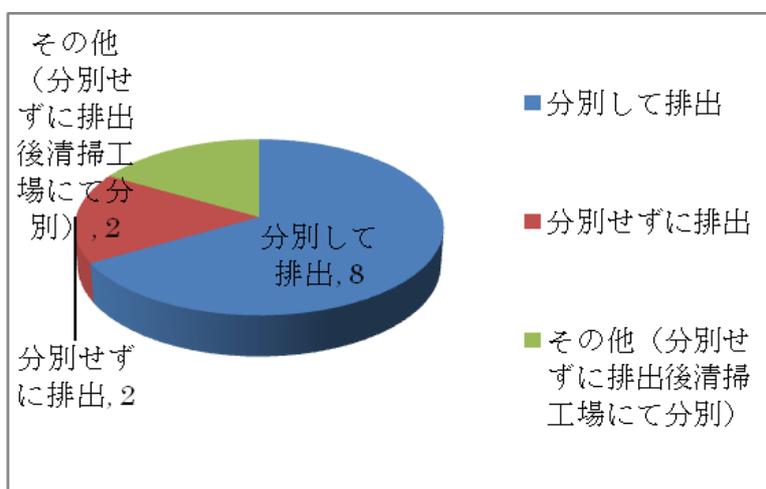
○排出人員 (件)

近隣の住民	8
ボランティア	1
民生委員	2
その他（職員、委託業者、本人、警察）	10



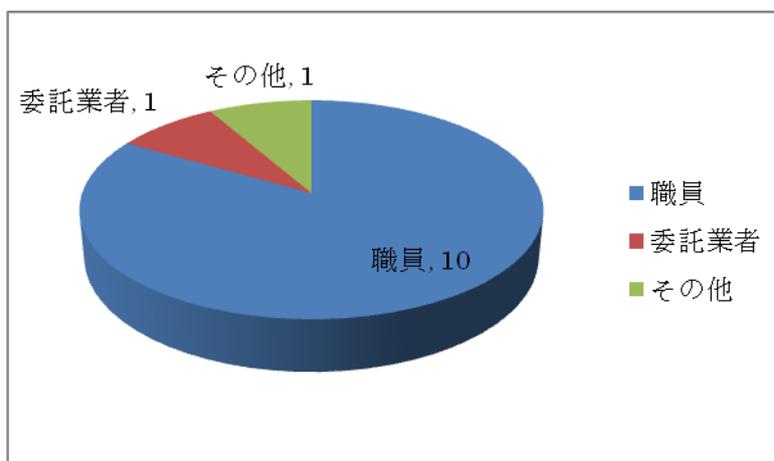
○排出方法 (件)

分別して排出	8
分別せずに排出	2
その他（分別せずに排出後清掃工場にて分別）	2



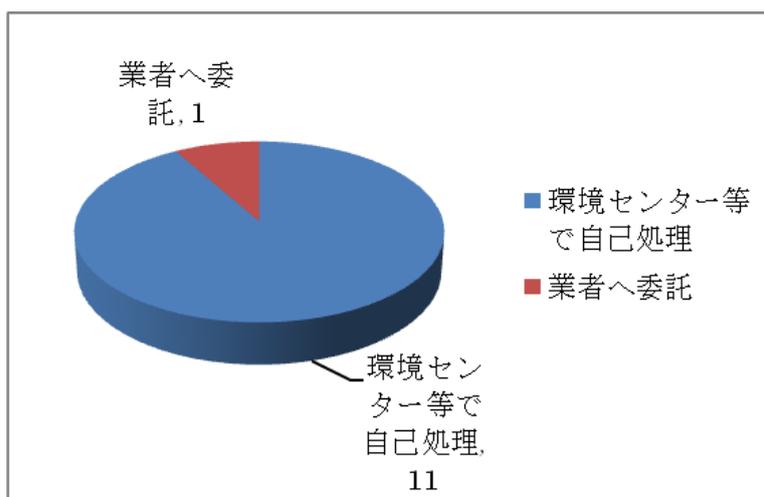
○収集運搬人員 (件)

職員	10
委託業者	1
その他	1



○処理方法 (件)

環境センター等で自己処理	11
業者へ委託	1



問4 問3で廃棄物を処理した場合、減免制度があるか

減免制度がある団体 4団体

問5 問4で減免制度がある場合、どのような場合に減免されるのか

- 自治会等の公共的な団体が地域美化活動の一環として行った場合
- 排出者が金銭的な理由で処理費用を支払えない場合
- 公用として行った場合

問6 ごみ屋敷を処理したケース

別添 ごみ屋敷処理事例参照

【考察】

アンケートをもとに考察すると、ごみ屋敷をとりまく環境や状態によって、適応する法律が違っていた。廃棄物処理法に規定されている総合判断説で廃棄物として認められているケースや自宅前の歩道にごみを大量に放置し、通行を妨げたとする道路交通法で処理したケースなど、ケースバイケースではあるが対処できるようである。また法律での対処が難しいケースについては、行政、町会や近隣の住民等が粘り強く家主に説得していくことしかないようだ。

3 検討・まとめ

このように年々増え続けるゴミ屋敷の処理に必要な課題については、まずゴミ屋敷に関する窓口を行政で設けて周知することである。

次に、ゴミ屋敷の家主が私有財産であると思っている場合の法律、条例の整備である。先進的な例として、東京都荒川区で「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定しており、ゴミ屋敷にも対応した条例となっているので参考にしたい。

また、ゴミ屋敷の家主が廃棄物であると認めても、そのゴミを処分する費用がない場合の対応も必要となるだろう。

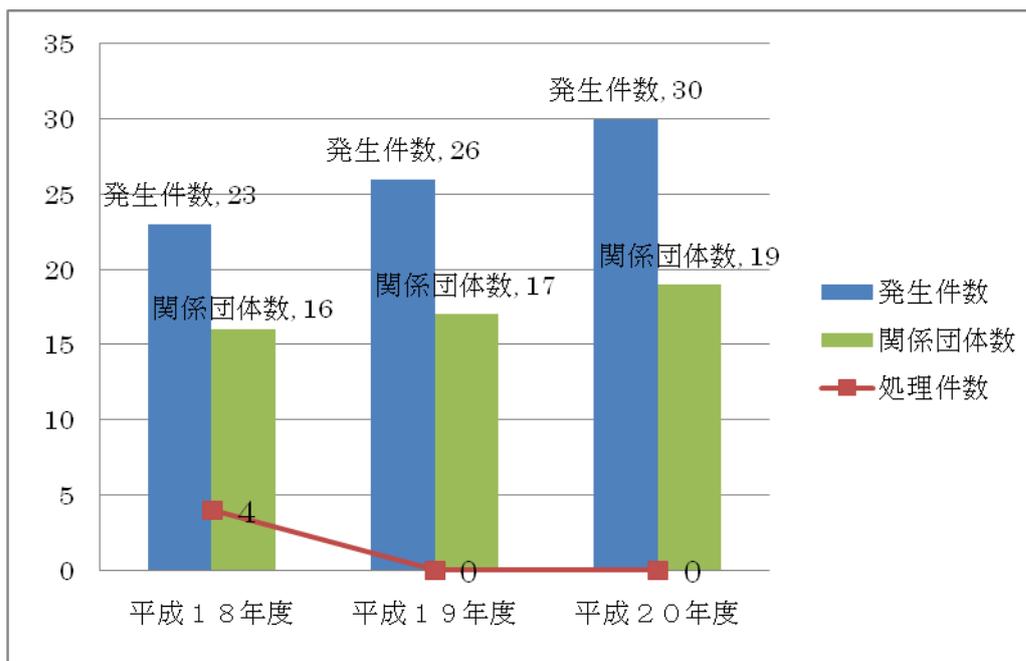
最後に、再びゴミ屋敷とならないようにすることが重要である。一時、ゴミをきれいに片づけても1次的な解決に過ぎないので、再びゴミ屋敷とならないように行政、町会、近隣の住民を交えた方策を検討していくことが必要である。

4 参考資料

- ・ ゴミ屋敷処理事例
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について
- ・ 東京都荒川区条例

問1 過去3年間のごみ屋敷の発生件数と処理した件数

	発生件数	処理件数	関係団体数
平成18年度	23	4	16
平成19年度	26	0	17
平成20年度	30	0	19



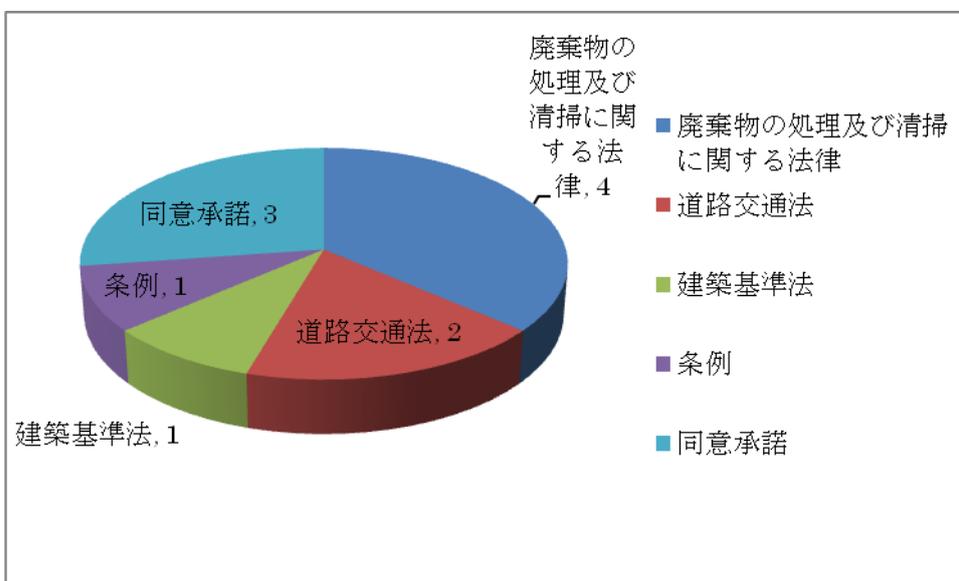
過去3年間のごみ屋敷発生件数やごみ屋敷に関する団体は増加傾向にあるのに対して、処理については、継続しているものも含めて滞っている状況である。

問2 問1でゴミ屋敷として処理した場合、ゴミ屋敷の家主が財産と言われるものを廃棄物とした根拠（ゴミ屋敷を処理した根拠）。またどこで機関で廃棄物として認めたのか

○ゴミ屋敷を処理した根拠

(件)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	4
道路交通法	2
建築基準法	1
条例	1
同意承諾	3

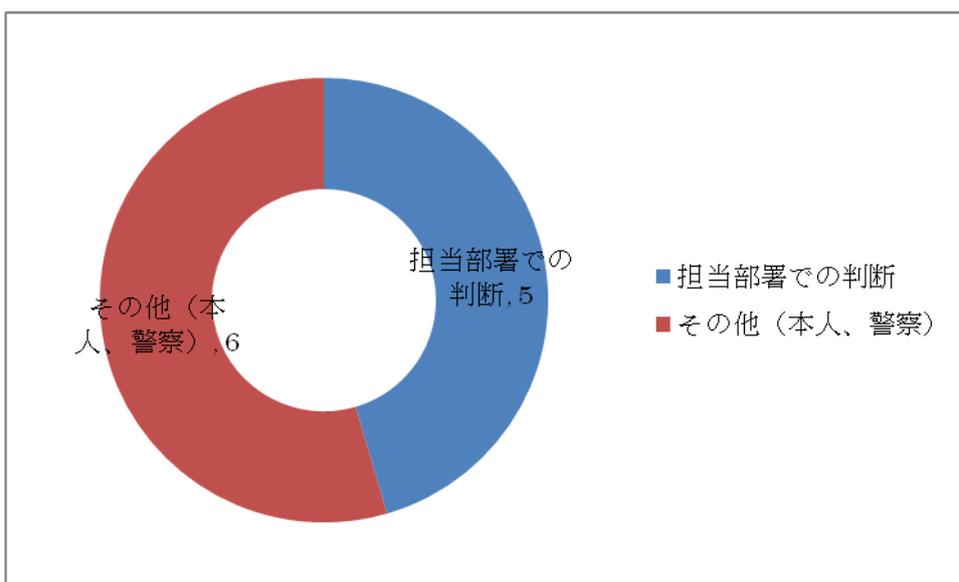


同意承諾…家主本人が同意または承諾した場合

○どこの機関で廃棄物として認めたのか

(件)

委員会の設置	0
担当部署での判断	5
その他（本人、警察）	6



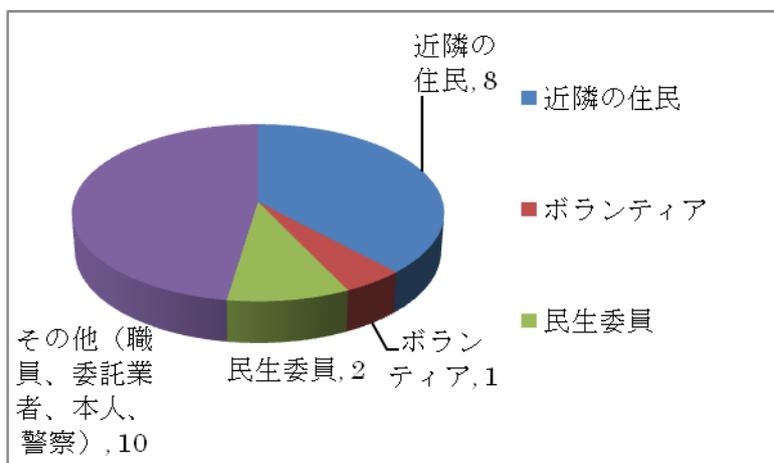
(内訳)

その他 本人 4 件
警察 2 件

問3 問2でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷からの排出方法、収集運搬方法や処理方法について

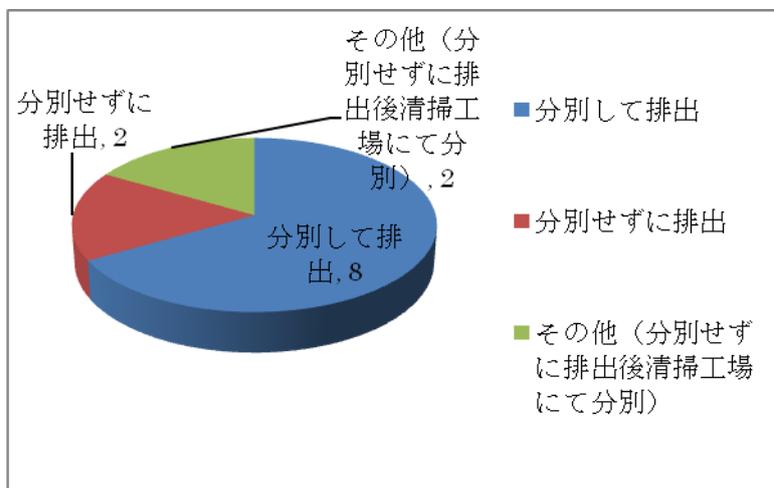
○排出人員 (件)

近隣の住民	8
ボランティア	1
民生委員	2
その他（職員、委託業者、本人、警察）	10



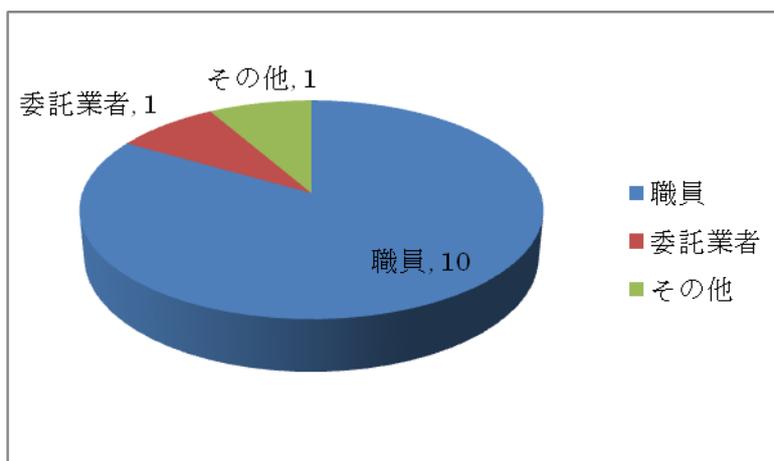
○排出方法 (件)

分別して排出	8
分別せずに排出	2
その他（分別せずに排出後清掃工場にて分別）	2



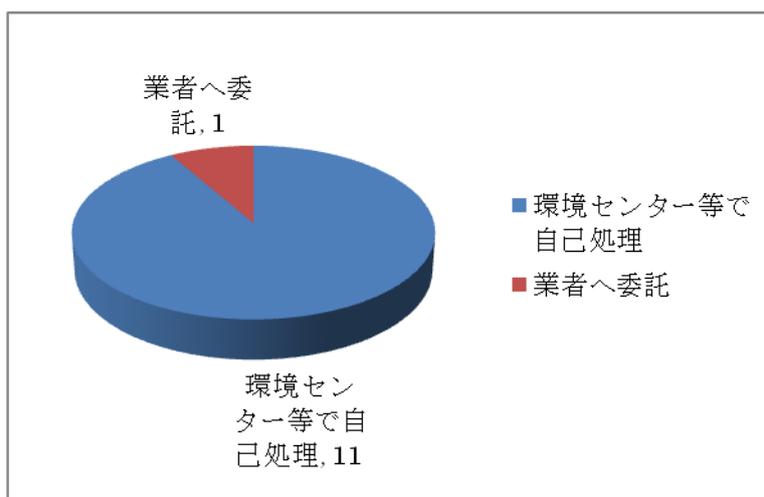
○収集運搬人員 (件)

職員	10
委託業者	1
その他	1



○処理方法 (件)

環境センター等で自己処理	11
業者へ委託	1



問4 問3で廃棄物を処理した場合、減免制度があるか

減免制度がある団体 4団体

問5 問4で減免制度がある場合、どのような場合に減免されるのか

- 自治会等の公共的な団体が地域美化活動の一環として行った場合
- 排出者が金銭的な理由で処理費用を支払えない場合
- 公用として行った場合

問6 ごみ屋敷を処理したケース

別添 ごみ屋敷処理事例参照

ごみ屋敷処理事例

【和光市】

アパート居住者である、一家族の部屋においてゴミが大量に山積みの状態であった。そのようなゴミの状態にもかかわらず、犬とネコを数匹飼っている模様であり、ゴミの悪臭に加え、フンの悪臭もあり、その部屋が原因と思われるネズミとゴキブリの大量発生が見られ近所の住民が非常に悩んでしまっている状況に置かれている状態であった。当初は民事上の事であることから、苦情者が大家に話をして大家から居住者に改善をするように話すように指導した。後日、大家が司法書士に依頼をした模様で3ヶ月以内の退去を求める内容証明を居住者に対して送付した。3ヶ月を越してしまっただが、警察立会いの元でゴミを回収し、入居家族は町外へ退去した。

【松伏町】

母・息子2人世帯において、長期間にわたりごみが片付けられなかったため、害虫の発生や火災の危険、悪臭の発生があったため、地元自治会及び近隣住民から苦情があった。

町では苦情があると、対象世帯を訪問し、ごみの出し方について説明を説明したが、改善が図られず、地元自治会の協力及び近所に住む親戚の理解を前提に、町が収集運搬を行い解決を図った。

【越谷市】

敷地内にさまざまな品物を放置し管理をしていないため異臭や害虫が発生するなどの被害が近隣住民に生じた場合に対応した例があります。これは、自治会が家主と交渉し、自治会が家主同意の基に品物の整理や樹木の伐採を行い、市は敷地から排出された品々の回収・運搬・処理について協力したものです。これは自治会による地域清掃と同等の扱いで協力しました。

【川口市】

民生委員から、ごみ屋敷があり、何とかしてもらいたいとの通報があった。

住人が片づけることが出来なく、ごみとして認識がなかったため、しだいにごみがたまりごみ屋敷となったとのこと。

現地確認後、民生委員に、本人の承諾を得たので、民生委員や近所の方で分別して出せば、行政としても地域清掃活動という名目で、無料で収集運搬することができる旨伝えた。

後日、分別して排出したので、収集運搬し処理した。

【三郷市】

(1) 精神疾患により家庭ごみをごみ集積所に出せない方がおり、家の中が足の踏み場もない状態になっている旨、市保健所から相談を受けた。

本市では一般ごみの戸別収集は行っていないが、害獣や害虫が発生し、近隣の方に迷惑をかけているため、衛生上やむを得ないと判断し、粗大ごみ（戸別収集を行っている）と同等の解釈により、収集及び処理をした。

市職員（保健師、廃棄物担当）と委託業者で対応したが、積み込みは本人にも手伝わせなかった。

手数料は粗大ごみ処理手数料の基準である「基本料金 1,000 円＋点数×500 円」を点数＝ m^3 として運用して納付させた。

(2) 犬を数十頭も飼っている高齢者が、犬の餌とするために残飯（その他のごみも多量にあった）を集め、家の内外に放置している旨の通報があった。

犬の不適正飼養の問題の方が大きかったため、保健所と環境担当で狂犬病予防法違反による指導を繰り返した。その中でごみの放置、飛散流出悪臭に対する指導も行った。

道路等官地に放置してあるごみは、腐敗していたため市が撤去した。

その後、買受人の委託を受けた解体業者がごみを処理した。

解体後、白骨化した犬の死体が幾つ出てきた旨相談を受けたため、路上で亡くなった動物と同等に解釈し、市で処理した。

(3) 猫を数十頭も不適正飼養をしている者が、家屋の1室（6畳間程度）に、猫の糞を2m近くも堆積させ、悪臭や害虫が発生している旨、近隣の方々から通報を受けた。

また、飼育者の親からも、ごみ（猫の糞が付着したあらゆる家財）を片付けてほしい旨の申し出があったため確認に伺った。

悪臭は家屋内に入ると有毒ガスのレベルに達していたため、送風機や防毒マスクが必要な状態だった。

親の同意のもとに10 m^3 程度のごみを撤去したが、本人から「財産である」旨の申し立てがあったため作業を中止した。

その後、本人を説得し、自分で撤去させるようにしたが、数ヶ月で本人も断念してしまった。

膠着状態が続いたが、結局は家屋全体が人が住めるような状態ではなくなったため、解体して売却された。

ごみは、廃材と分離することが出来ないのは明らかだったので、解体物と一緒に処理させた。

(4) 少なくとも30年以上もの間、ごみを400m³以上も堆積させていた物が病気になったため、生活保護を受けさせてほしい旨、近所の方から相談があった。

前述のとおり、ごみの堆積が長期間だったので、すでに「普通の風景」となっていたので、近隣からの苦情や通報はほとんどなかった。

堆積ごみの大半は、本人が有価物として売却すると称して保管（放置？）していた廃家電、金属くず、びん、プラスチック類等だった。

あまりにも多量であるため、本人が住んできた家屋の屋根よりも高くなっていった。

明らかに清潔が保持されていない状態であるため、15年ほど前に本人に事情を聴取したときには、「財産である」旨の返答だった。

今回も当初は財産である旨申述していたが、近所の方の説得により、ごみとして処理することに同意した。（本人は定職を持たず、ホームレスのような生活をしており、近所の方には食事の世話などもして貰っていたため、説得に応じたとのこと。また、ごみを堆積させていた土地は、本人の所有ではなく、本人の亡くなった親が所有者との口約束で借り受けていた）

ところが、本人は失踪してしまい、所有者が片づけることになった。

所有者から処理の相談を受けたが、あくまでも自己責任で処理するよう説得し、処理業者を紹介するために留めた。

その後、所有者が委託によって処理し、現在は更地になっている。

【ふじみの市】

家主は高齢者が多く、福祉部門と連携を取りながら対応を行っていますが、早期に解決することはなかなか難しく長期にわたってしまい例年苦情が来る状況です。対応が長期になるため対応中に家主が体調を悪化させてしまい、家主のご家族が市の収集運搬許可業者と契約を締結して処理もしくはご家族が自己搬入により処理した事例等があります。

水路等の清掃を実施する際に、貝や海藻、水路に堆積した様々な沈殿物等が混合して泥状を呈した物が排出される。このような泥状物について、これに含まれる貝や海藻を容易に除去し得ないような場合、総体として産業廃棄物である汚泥と解してよいか。

平成一六年三月一日 環産産第〇四〇三二〇七号 富山県生活環境部長殿
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈上の疑義について (回答)

平成16年2月17日付け環政第94号をもって御照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

貴見のとおり解して差し支えありません。

h-44 廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について

平成一八年六月五日 環産対発第〇六〇六〇五〇四号 各都道府県庁庶務課長
行政主管部(局)長宛 環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課
長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について (通知)

標記について、別添のとおり当職あて照会のあったところ、別紙のとおり回答したところであるので了知されたい。

別添

平成一八年三月七日 一七郡清第一九七号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課長宛 郡山市環境衛生部長照会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について (照会)

このことについて、別紙のとおり疑義を生じましたので御教示願います。

(別紙)

1 事案の概要

本市内において、平成16年12月頃から今日までの間、本市内在住のAが、本市内の複数のごみ集積所に置かれていた一般家庭等から排出された廃棄物(可燃ごみの入ったごみ袋、不燃ごみ(小型電化製品や空き缶等)の入ったごみ袋及び粗大ごみ等)をいう。以下「ごみ袋等」という。)を自宅など(Aの自宅及び敷地並びにAの家族が所有する家屋及び敷地をいう。以下同じ。)に繰り返して持ち帰り、当該ごみ袋等を自宅などの敷地内に大量に山積みした上で放置している。そのため、自宅などの敷地内はごみ袋等であふれ、自宅などの建物の1階部分は当該ごみ袋等では埋め尽くされている状態が1年以上続いており、Aの自宅などは地元では「ごみ屋敷」と呼ばれているところである。

本市では、平成16年12月から18年2月までの間、Aに対し、自宅などに山積みされているごみ袋等を撤去するよう繰り返し求めたが、Aは、ごみ袋等は「有価物」であり自らの財産である旨を主張するばかりで、本市の指導に従うことなく、依然と

して当該ごみ袋等を自宅などの敷地内に山積みした上で、何ら適切な保管や品質管理をしないまま、利用する様子もなくただ放置している状況が現在まで継続している。

このようなことから、Aの自宅などの周辺では、ねずみが跋扈し、ごみ袋等に起因する悪臭が強い、蚊や蠅などの害虫が多数発生し、当該ごみ袋等の一部は敷地外に飛散するなど生活環境の保全及び公衆衛生上支障を来たしており、また、周辺住民からは悪臭の発生や火災発生等の心配などの苦情が寄せられるなど、本市は対応に苦慮しているところである。

2 照会事項

廃棄物に該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされているところである。

Aがごみ集積所に排出されたごみ袋等を収集し、自らの財産だと称して自宅などの敷地に山積みした上で放置している当該物は、下記事項に照らして判断する限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処

理法」という。)第2条1項に規定する「廃棄物」に該当すると解してよろしいか。

ア 当該物の性状

当該物は、一般家庭等から排出された飲食料品の容器等のプラスチック等を含んだ可燃ごみ、不燃ごみ及び瓶・缶・ダンボール等であり、本市の通常のごみ排出状況によれば、生ごみや食べかすの付着したものを含み、悪臭、蚊や蠅などの害虫の発生のおそれのあるものである。

イ 当該物の排出の状況

Aは、本市内数ヶ所のごみ集積所から、不定期に1年以上にわたる、当該集積所に排出されたごみ袋等を収集し、本市内に4ヶ所あるAの自宅などの敷地内に山積みにした上で、放置している。

これまで当該物を本市の指示に従い、一部(居住している宅地内から1トン程度)を撤去し、ごみ集積所に排出したことはあるが、そのほとんどは依然としてAの自宅などの敷地内に山積みした上で放置している。

ウ 当該物の通常の取扱形態

本市において、一般廃棄物とし

て処理されているものである。

エ 当該物の取引価値の有無

有償譲渡はされておらず、また、客観的に見て社会通念上取引価値のある物とは認められるものではない。

オ 当該物についての占有者の意思

Aは、当該物を有価物で自らの財産であると主張するものの、適切な保管、品質管理をすることなく、かつ、適切な利用も見られず、いたずらに山積みにした上で放置し、1年以上が経過している。このようなことから、社会通念上合理的に認定しうるAの意思は、「廃棄物を占有している」ものである。

なお、Aは、当該物について、「自ら利用し、又は他人に有償で売却できるものである」こと、及び当該物の放置について「適正な保管である」ことについて、合理的な根拠を示した上で説明は行っていない。

カ その他

Aの自宅などの周辺では、ねずみが跋扈し、当該物に起因する悪臭が深い、蚊や蠅などの害虫が多数発生し、敷地外に当該物の一部

が飛散している。なお、当該地域は閑静な住宅街であり、また、近隣小学校の児童の通学路となっているなど景観上及び教育上も好ましくない状況を示している。

平成一八年三月一四日 環廃対発〇六〇
三一四〇〇二 郡山市環境衛生部長宛
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策
部廃棄物対策課長回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律解
釈上の疑義について(回答)

平成十八年三月七日付け一七郡清第
一九七号で照会のありました標記につ
いて、左記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり解して差し支えありま
せん。

h-45 廃棄物の処理及び清掃に關
する法律の疑義について

平成一八年六月二三日 廃対第一四〇号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策
部廃棄物対策課長宛 岐阜県環境生活部
廃棄物対策課長照会

標記の件について、下記のとおり取
り扱ってよいかご教示願います。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第7条第5項第4号ロ及びハに規定さ
れている「刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から5年を経過しない者」に
該当することとなるのは、禁錮以上の
刑又は同号ハに掲げる罪を犯し罰金の
刑が確定した日以降であると解してよ
ろしいか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の
疑義について(回答)